

シルバー ちがさき

Vol.81

<http://chigasaki-sjc.com/>

令和4年1月発行

発行：公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

住所：茅ヶ崎市十間坂一丁目4番8号

TEL：0467-85-7425

E-mail：chigasaki@sjc.ne.jp

迎春

特集

- ①安全就業のために
- ②年祝いの会員さんご紹介

表紙写真：茅ヶ崎海岸ヘッドランド
から望む富士山
撮影者：中村 政人 さん

年頭の挨拶

理事長 田中 敏博



明けましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましてはお健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年でありました。一年遅れで開催された東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックは、緊急事態宣言下での開催ではありましたが、その間、各選手の活躍に沸いた期間でもありました。

こうした中、当センターでは「新型コロナウイルス感染症の対応について」の基本方針のもと、会員の皆様・職員に対して、引き続き就業時におけるマスクの着用等を始め、自己管理の徹底について要請いたしました。おかげさまで当センター運営につきましては会員の皆様のご理解、ご協力を得まして、業務に支障をきたすことなく、無事に新しい年を迎える事ができました。改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種の拡大などにより収束の気配もありましたが、感染力の強い新たな変異種の流行が見られるなど、この先の経済の停滞を増す一因になることが懸念されます。このような背景から当センターの事業や財政運営については、昨年と同様に厳しい状態が続くことが予想されます。

今年は、四月から新たな中期事業計画がスタートします。本計画の着実な進行と適確な運営を目指し、会員の皆様、役員の方々のご理解、ご協力のもと、事務局とともに事業を進めてまいりたいと思います。

終わりに、関係する方々の一層のご支援、ご協力をお願いし、会員の皆様とご家族のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

役員・職員挨拶

あけまして
おめでとうございます
皆様のご健康と
ご多幸を
お祈り申し上げます

令和四年 元旦



理事長 田中 敏博
副理事長 久保田 昭二
常務理事兼事務局長 杉田 司
理事 五十嵐 浩
理事 井本 知文
理事 太田 久仁生
理事 片倉 英明
理事 清水 百合子
理事 清水 昭
理事 高橋 信昭
理事 竹内 靖子
理事 内藤 喜之
理事 中村 文代
理事 夏目 徹
理事 福島 勇
理事 柳川 敏夫
理事 吉野 富代
理事 佐野 輝雄
理事 河崎 節子
理事 小澤 伸一
理事 橋口 真澄
事務局 業務課長 橋口 真澄
事務局 職員 同

(市福祉部長)

監事

事務局長兼総務課長

(事務局) 業務課長

事務局 職員

賛助会員様の紹介

次の十一企業・団体の皆様に賛助会員としてご支援をいただいております。(敬称略)

毎年、公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターの事業運営にご理解、ご協力いただき心より感謝申し上げます。

本年も、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●茅ヶ崎商工会議所

新栄町一三二一九 〇五八一 一一一

●湘南信用金庫茅ヶ崎営業部

新栄町八四 〇八二四 一二一

●さがみ農業協同組合

新栄町一三四四 〇八七〇 〇三〇

●AGCプライブリコ株式会社

本村二七七八 〇五二六 一七一

●AGCセイミケミカル株式会社

茅ヶ崎三二一〇 〇八二四 一三一

●株式会社伊勢屋材木店

小和田三二五 〇五二六 一四八

●社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

新栄町一三四四 農協ビル二階

〇八五九 九六五〇

●大勝建設株式会社

中海岸一五八 〇八六二 二六〇〇

●特定非営利活動法人NPOサポートちがさき

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎三二一七 茅ヶ崎市民活動サポートセンター

特集1

安全就業のために



「忘れるな 慣れと過信は 危険予知 ルール守って 安全作業」

令和二年度神奈川県シルバー人材センター連合会安全就業標語
佳作入選作品 鹿嶋 清人さん（茅ヶ崎市シルバー人材センター所属）作

お仕事をするときには、決められた手順や内容、道具の使用方法や就業における注意事項を守り、事故が起きないように常に気を配って行ってください。

事故事例分析

概要

個人宅で草刈機の作業中、住宅の壁部分に草刈機の刃を接触させ、壁を傷つけてしまった。

事故の原因

本来、草刈機は周囲に傷つける可能性があるものの近くでは使用しないこととなっている。このケースでは、決められた使用方法を守っていなかったことが原因。

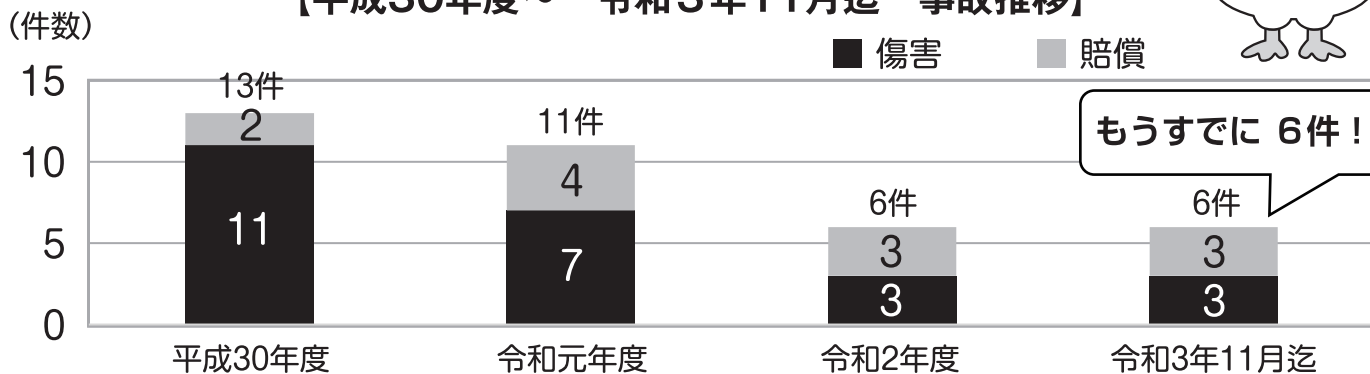
今後事故を起さないための対策

草刈機は住宅の壁などの近くでは使用しない。具体的には、「刈払機使用作業基準」に基づき、壁に触れないように三十cm以上離して使用し、壁際の雑草は手作業で除草する。



壁際での機械使用（使用方法違反）は厳禁！

【平成30年度～ 令和3年11月迄 事故推移】



傷害

- ① 雨で濡れていた階段で足を滑らせて転倒……………打撲
- ② 脚立の足場を踏み外し、地面に落下……………骨折
- ③ 座った状態から立ち上がるとき、立ちくらみ、転倒……………擦過傷・打撲

賠償

- ① 草刈機による飛び石……………車のガラス破損
- ② 草刈機使用時に壁に刃が接触……………壁を傷つけ
- ③ 図書運搬時、雨カバーの使用が不適切……………図書の水濡れ

特集2 年祝いの会員さんご紹介

祝い年の会員の方をご紹介します。

また、ご紹介する皆様に自己紹介として

- ①「自分の趣味・行っている活動など」 ②「健康の秘訣・気を付けていること」
③「今後の目標・やってみたいこと」について伺いました。

掲載にご協力いただきありがとうございました。



皆様の一層のご活躍を祈念いたします

84歳 (昭和13年1月1日～12月31日生まれ) 年男・年女の会員の皆さん



川澄 喜代さん

- ①スポーツ観戦（特に陸上）
- ②毎日の散歩
- ③ひ孫とずっと遊ぶ事



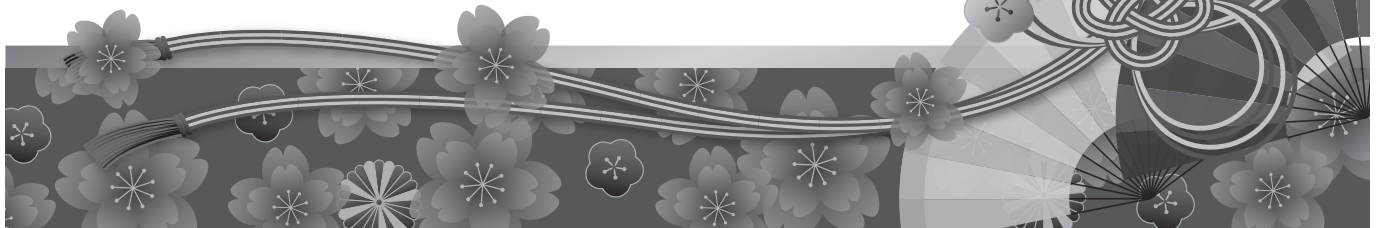
宮越 正人さん

- ①歩くこと
- ②さわやかな気持ちをもつ
- ③富士山登頂



萩森 勲さん

- ①旅行 映画 読書
- ②何ごとも無理をしないこと
- ③生涯現役



茅ヶ崎市内の託児所。社寺を利用して春秋の2期に開かれた。

- ・軍需関係の工場が進出
- ・農繁期の人手不足解消のための共同炊事や託児所が開かれた
- ・ピストン堀口ボクシングジム開所

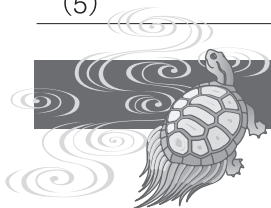
茅ヶ崎では

- ・厚生省設置（後に労働省と統合し、厚生労働省に）
- ・プロ野球南海軍設立（現在の福岡ソフトバンクホークス）
- ・不二家（洋菓子メーカー）設立
- ・日本軍、重慶爆撃を開始

日本国内では

昭和十三年頃の出来事

昭和十三年生まれの会員さん
男性十四名 女性二名／計十六名

**88歳**

昭和9年1月1日～12月31生まれ(米寿)の会員の皆さん



ベーブ・ルースと沢村栄治の対決は大きな話題となった



雄谷 博夫さん

- ①毎日のサイクリング
- ②体を動かすこと 食事です
- ③何時迄も体を動かすこと

昭和九年頃の出来事

- ・富士フィルム設立(大日本セルロイドより分社独立)
- ・忠犬八公銅像が上野駅前に設置される
- ・ベーブ・ルースら十七名の米大リーグ選抜チームが来日、沢村栄治の好投が話題となる
- ・大日本東京野球倶楽部(読売ジャイアンツの前身)が創立

昭和九年生まれの会員さん
男性一名 女性二名 / 計三名

80歳

昭和17年1月1日～12月31生まれ(傘寿)の会員の皆さん



小林 勝昭さん

- ①富士山を見ながら楽しい釣り
- ②夕方5時が過ぎたらのむ酒
- ③笑顔で逢える知人と手を振るを続けたい



山下 秀徳さん

- ①釣り、囲碁、将棋
- ②空手の練習
- ③旅行

昭和十七年頃の出来事

- ・井の頭自然文化園開園。日本初の放し飼いの動物園
- ・太平洋戦争の影響で夏の甲子園が中止となる(文部省主催の中等学校野球大会が開催「幻の甲子園」)
- ・ミッドウェー海戦にて日本海軍が敗北、のちの戦局の大きな転換点となる
- ・三井船舶(後の商船三井)設立

昭和十七年生まれ(傘寿)の会員さん

男性四十七名 女性五名 / 計五十二名



田野 敏明さん

- ①第3駐輪場ボウリング大会
- ②毎日5000歩以上歩行
- ③琉球古武道鉄甲(空手)



藤村 秀夫さん

- ①読書、公園の草取り
- ②散歩、無理をしない
- ③秘境駅5カ所目標



小野 文男さん

- ①読書、麻雀、散歩、新聞切抜
- ②睡眠8H毎日4千歩散歩する
- ③百才までは長生きしたい



三根 一泰さん

- ①ソフトテニスジャズ鑑賞ボランティア
- ②適度な運動・くよくよしないこと
- ③会社時代の同僚との小旅行の復活



小倉 保雄さん

- ①スポーツ観戦・児童見守
- ②一病息災・快眠に心掛ける
- ③国内旅行・呑み鉄



朝倉 千加男さん

- ①畑で野菜作り
- ②睡眠を十分に取る事
- ③毎日のカリキュラムの推進



井の頭自然文化園のアジアゾウ、はな子は戦後人気を集めた

社会奉仕活動報告

去る十一月二十七日(土)第一カッターきいろ公園(茅ヶ崎中央公園)において「一斉美化奉仕活動」を実施しました。

当日は天気にも恵まれ、公園の北側通路を会員さんをはじめ、約四十名に参加いただき清掃しました。

始めは少し肌寒い気温でしたが、体を動かして活動し、終わりににはよい汗をかくことができました。

清掃ボランティアについては、今後も活動を行ってまいりますので、皆様のご参加をお待ちしております。



協力して活動し、通路も綺麗になりました！

シルバー会員のささやきBOX (意見箱)について

令和三年七月一日よりシルバー人材センター窓口横に会員の皆様のご意見等の受付と回答の意見箱として「シルバー会員のささやきBOX」を設置しています。

詳細につきましてはシルバー人材センターHP内の会員専用ページをご覧ください。センター事務局(〇四六七―八五―七四二五)までお問い合わせください。

会員相談窓口について

令和二年六月一日より、会員の皆様の就業機会の情報提供や生きがい活動の相談に、希望等に配慮しながら対応する窓口として会員相談窓口を開設しています。開設日時は毎月第三金曜日の午前十時から十二時および午後一時から三時まで、一枠一時間で一日に最大四名の相談を受け付けております。場所はシルバー人材センター(生きがい会館内)にて行っております。

相談は予約制となりますので、ご希望の方はセンター事務局(〇四六七―八五―七四二五)までご連絡ください。

配分金・派遣給与の受取口座について 湘南信用金庫へ変更をお願いします

これまで、配分金の受取口座については、ゆうちょ銀行口座にてお願いしてきましたが、ゆうちょ銀行から振込手数料有料化の申し出がありました。検討を重ねた結果、湘南信用金庫からご協力を得られることとなったため同金庫を振込口座に利用することとなりました。

つきましては、全会員の皆様へ、ゆうちょ銀行から湘南信用金庫への口座の変更をお願い申し上げます。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、湘南信用金庫の口座を事務局へ申請ください。

なお、窓口の混雑をさけるため、口座変更の手続きの時期は原則、会員番号で大きく分けて対応させていただきます。詳細は同封の別紙にてご確認ください。

湘南信用金庫の口座をお持ちでない方は、ご自宅近くの湘南信用金庫で新規口座作成をお願いします。その際、湘南信用金庫の窓口において、本人確認書類等と併せてシルバー会員証も必要となります。別紙の案内をご参照ください。会員証を紛失された方は再発行致しますので、事前にお問い合わせください。

お問合せ電話…〇四六七―八五―七四二五



年会費の納入を！

令和三年度の年会費をまだ納めていない方は、早急に事務局窓口で納めてください。なお、会費納付書は送付しておりません。

年会費は毎年四月から六月末までに、事務局窓口へ納めていただくものとなっております。

納入が無い場合、就業のご案内ができないほか、令和四年三月末日で退会となります。ご了承ください。

配分金の時間単価が変わります

令和三年度神奈川県最低賃金の改正を受け、令和四年四月より当センターの時間を単位とする配分金基準単価が一時間あたり「11040円」に改定されます。

配分金支払い証明書及び源泉徴収票を同封しました

令和三年一月から十二月までに支払った配分金および賃金の金額等の明細として、配分金支払

編集後記

今回の紙面は表紙の写真、特集①「安全就業のために」、特集②「年祝いの会員さんご紹介」の各ページは精力的に知恵とアイデアを出し、引きつ

ける紙面作りを心がけました。そんな中でも表紙の写真は「日の出・富士山・虎」をテーマに皆で写真を持ち寄りモニター採点で決めました。また特集②で初めて「長寿祝い」を取り上げ、人生百年時代と言われている今「傘寿」の方「米寿」の方あわせて五十五名在籍！大先輩方にもスポットをあてました。



他の紙面についても「を」を含め読みやすい、見やすいを意識して全体校正に力を入れました。
広報委員会一同&事務局（写真）

い証明書および源泉徴収票を同封しています。
確定申告の資料としてお使いください。

配分金収入に対する所得税の取り扱いについては、次ページをご覧ください。

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

会員の配分金の収入は、所得税法所の「雑所得」に該当するとされています。雑所得の金額は、次の(1)から(3)の合計金額とされています。

また、会員の配分金は、次の「(2) 業務にかかわるもの」に該当します。

(1) 公的年金等

収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得

(2) 業務にかかわるもの

総収入金額－必要経費＝その他の雑所得

(3) (1) (2) 以外のもの

総収入金額－必要経費＝その他の雑所得

【控除できる額等について】

1 基礎控除

個人の合計所得額が2,400万円以下の場合、一律に48万円が基礎控除として控除されます。

2 雑所得、給与所得控除

雑所得の所得金額の計算においては、実際の必要経費が無くても、55万円までが必要経費として控除することができます。

また、会員が公的年金を受給しているときは、配分金収入とは別に、公的年金等の控除を受けることができます。(ただし、給与収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。)

なお、配分金収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得税控除及びその他の控除については、茅ヶ崎市を管轄する藤沢税務署に直接お尋ねください。

藤沢税務署 TEL：0466-22-2141



シルバー人材センターキャラクター チエクロー

収入が配分金のみの方

配分金の合計額－55万円(必要経費)－48万円(基礎控除)＝課税所得額(※1)

※1 課税所得額が1円以上の場合には確定申告が必要となります。(マイナスは0として計算)

収入が配分金と公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得(※2)＋配分金の合計額－55万円(必要経費)－48万円(基礎控除)＝課税所得額

※2 公的年金等に係る雑所得の金額については、下記の表により算出します。

公的年金等に係る雑所得の金額＝(a)×(b)－(c)

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

(国税庁HPより引用) 公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合は、No.1600 公的年金等の課税関係 | 国税庁 (nta.go.jp)参照